

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3年2月1日(月) 午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 宇和島市立吉田公民館2階大ホール

3. 出席委員 (40名)

会 長 9番 小清水 千明
 会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員

1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
3番	今西 功尚	4番	上田 一徳
5番	大島 博雅	6番	大塚 武司
7番	黒田 義人	8番	河野 順子
		10番	末光 亨
11番	清家 儀三郎		
13番	谷本 宏明		
15番	土居 喜三郎	16番	冨永 文夫
19番	松本 武雄	20番	三好 春樹
21番	薬師寺 悦子	22番	安並 繁行
23番	山口 一光		

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	井上 和久
		4番	梶原 茂夫
5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
7番	滝澤 宇佐夫	8番	瀧水 朝男
9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
11番	中村 満永	12番	西村 守
13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
		16番	廣見 正信
17番	細川 一男	18番	宮口 卓士
19番	森 松実	20番	山本 豊紀
		22番	和田 恵子
23番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員 (7名)

農業委員	12番	竹葉 邦政	14番	玉木 邦英
	17番	濱田 金治	18番	藤岡 功
最適化推進委員	3番	氏原 邦弘	15番	平山 喜代重
	21番	吉見 一弥		

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

7番	黒田 義人	8番	河野 順子
----	-------	----	-------

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第2号 農地法第6条の規定による報告について
 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
 通知について
 報告第4号 認定電気通信事業の行う中継施設の設置に係る事業計画の照会に対
 する回答について
 報告第5号 農地転用許可後における工事進捗状況報告書について
 報告第6号 諸証明について
 報告第7号 農地法第5条許可（令和2年11月・令和3年1月定例総会分）
 について
 （令和2年12月16日～令和3年1月15日までの事務局処理事案）
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
 議案第3号 宇和島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用
 地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	専門員	境本 博佳
主査	中川 弘徳	事務補助	山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長 和田 恵朗

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員20名、農地利用最適化推進委員20名であります。
 定足数に達しておりますので、ただ今より令和3年2月定例総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは始めに小清水会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

本日は欠席も多いんですが、大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

今年は明日2月2日が節分、明後日が立春という事でございまして124年ぶりという事で節分が3日から2日という事になったそうでございます。そういうのが関係するのかどうか分かりませんが、先月の総会の後1月7日からは大変な大雪になりまして、特に津島町の方が酷かったようでございますが、農作物等に被害があった所もあるんじゃないかなと、また貯蔵しているミカンにも影響があるのではないかなと心配をしておりますが、まあ皆さんの普段の努力が実ってですね、こういう時には被害が少ないんだという風に思っております。

それから先般、1月28日に県の方の審議委員会がございました。資料を付けているのですが、1-①なのですがご参照いただきたいと思います。

先月の総会の折にも申し上げました。農業委員会の5年後の見直しという事が国の方で進められております。それで1ページ捲っていただいて、国の方ではですね国家戦略特別区域諮問会議と規制改革推進会議の2本立てで改革を進めているという風な状況でございますが、国家戦略特別区域法というのがありまして、兵庫県養父市で現在実証実験が行われております。6つの法人が手を上げて農地を買うか買わないか、まあリース方式が多かった訳ですが、そういう中で今やられているような状況でございますが、一法人はもうそういう所から、農地から手を引いてしまったと。で、現在1.35haが農業を展開しているという風な状況でございます。11ページ縦書きの分でございます。国家戦略特区における企業の農地取得特例に関する決議というのを自民党の方に出しております、その中で養父市において6法人がリース方式を活用した借り入れをやっていると、6法人の内の1法人は令和元年3月から農業を行っておらず所有農地は農業に利用されていないという事も踏まえて、本特例において全国展開や要件の見直しはまったく必要がなく到底容認できるものではないと、これを踏まえて政府の方は十分に検討せよ。という決議をしている訳でございますが、それに反しまして12ページでございますが、坂本地方創生大臣が記者会見におきまして、今年の1月15日でございますが、当該事業に関する特例制度のニーズと問題点の調査を特区内で来年度に実施し、その結果に基づいて適用の拡大について調整して早期に結論を出すと、法案を提出するという事を言っております。またこの特区につきましても2年間の延長という事が発表されている訳でございます。まあその様にして非常に流動的ではございますが、現在の状況から見ると私達農家としては、企業が農地を持ってもあまり意味がないんじゃないか、特に今の様にコロナ禍で企業の成績が悪くなると1番にはそういう農地を手放してしまう、その農地を誰が後をやっていくか、という問題に直面する危険性もありますので、この事については十分に自民党の方で考慮していただきたい。またやってはいけないのではないかなという風にも思っております。

その下の所でございますが、今の農地法第3条の許認可を市長部局がやっている所もでございます。それが書いております3つの市においてでございますが、現在このように農業委員会の総会を得て許可をするという事がございましたら、まあ4週間位掛かってしまうと、それを市長部局にすれば1週間程度で許認可が下りるという事で、国の方は、

この諮問会議の方は進めていきたいという考えみたいなのですが、実際問題として、今農業をやられている農業委員さんですったもんだの協議をしながらここを転用していいのか、その他色々検討しながら進めていると、そういう風な農家自身の検討の時間をまったく無くすと市長部局は1週間で許可を出すという事で、将来的に農地が違法転用ではないですけども、異常な使われ方をするという事で非常に危惧する所でございます。また真ん中に移りまして④番から⑨番の様に、今の農業委員会制度に対しまして1番にはデータで出てないじゃないか、農業以外の人から見るとどれだけ農業委員会が活動しているか分からん、という風なご批判がございまして、データを集めよという事で愛媛県につきましては伊予市と西予市と伊方町において、農業委員会の活動データというのを国の方に提出するという事になっております。その様な中で農業委員会がちゃんと活動しているからこそ今のような状況で終わっているのだ、という事をキチンと理解していただく様に表に出していくという風な事でございます。そういう事を現在進めているという風な状況でございます。これにつきましても刻々と内容が変わっていくという事で3月末までにどの様な結論が出るかという事は分からない訳ですけども、県の農業会議が中心に農業委員会が一丸となって農地、それから農家を守っていくようにしていかないとならないという風に思っております。それで人・農地プランというのができて参りましたので、そこでやっぱり担い手に集積するという事は国策として打ち出ている訳でございますので、それに合致した形でこの地域も農業の芯、担い手を作っていくように頑張っていきたいという風に思っておりますし、宇和島市の方も次世代型の後継者の育成という事で一生懸命やっただいております。そういう意味でも今の農地を皆さんの力で守っていくように、また荒廃地を新たな借主、作り手に委託していただける様にご努力をしていただきたいという風に思っております。少し長くなりましたが以上で挨拶とさせていただきます。

欠席報告をお願いします。

《今西次長》

はい。失礼いたします。本日は竹葉委員、玉木委員、濱田委員、藤岡委員、氏原委員、平山委員、吉見委員が所要のため欠席です。以上です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に黒田委員、河野順子委員を指名いたします。

まず報告第1号から第7号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(報告第1号から第7号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第7号までの報告がありました。
何かご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《安並委員》

133番についてご説明いたします。

〇〇〇〇さんの田んぼを△△△△さんが購入されるという事でございます。□□□□さんは大変元気で農作業をやられておられますので、問題ないと思います。

《河野勇一郎委員》

134番について説明いたします。

この〇〇〇〇さんは親子間での所有権移転となりますので何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。只今担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。

どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたし

ます。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《廣見委員》

失礼します。32番についてご説明いたします。譲受人の〇〇〇〇さんは高齢で△△△に住んでおられ、色々と不自由なので長男家族の近くに家を建てて一緒に住みたいという事で土地を探しておりました所、長男家族の家の丁度隣に田んぼがありまして、ここを購入して家を建てたいという事で、地権者の□□□□さんと話をされ購入となり所有権移転となりました。去る1月27日に小清水会長、事務局と双方の関係者と現地立会をいたしました。田んぼでありますので土地造成をしなければなりません、境界は以前もう国調が終わっておりしっかりしておりますが、北側に赤道と水路がありまして、農業関係者が農業機械でよく通っておりますので地元との協議をしっかりとって造成工事を進めていただくようお願いをしております。そして排水は丁度隣に水路がありますので問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員です。

よって議案第2号は原案とおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第3号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を議題といた

します。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の農振整備計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の変更の要件を満たしており、今回の変更はやむを得ないと事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《今西委員》

3番について説明いたします。申請者の〇〇〇〇さんは弟の△△△△さんの農地を譲り受けて駐車場にするために農用地区域からの除外を行うという申請でございます。この案件につきましては今年1月27日に会長始め関係者にて現地調査を行っております。申請者の自宅に隣接している土地であります。周辺農地への影響を及ぼすと事もないと考えられます。従いまして農用地区域から除外する事に問題はないと思っております。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

これより審議いたします。

どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第3号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。

よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

議案第4号の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《瀧水委員》

289番についてご説明します。これは更新でございますので何ら問題ないと思います。

《今西委員》

290番について説明します。利用権設定をする〇〇〇〇さんは期間が満了する事での解約がありました。また、現在住んでおられます所が△△△△市のため自作が困難であるという事で、耕作者を探しておられました。□□□□さんが耕作をされる事になりました。◇◇◇◇さんにつきましては農業に大変熱心に取り組んでおられます。従いまして利用権設定をされることに問題はありません。以上です。

《富永委員》

291番について説明をいたします。〇〇〇〇さんからの依頼なのですが、以前、△△△△さんが作っていただいていたらしいのですが、この方は高齢のため今回継続ができなくて、□□□□さんにお願いができて新規になっております。問題はないと思います。

292番、〇〇〇〇さんの田んぼなのですが、以前は△△△△さんが耕作をしていたらしいのですが、この土地を□□□□さんが高齢のために◇◇◇◇さんの方にとという事で新規なのですが問題ないと思います。

《黒田委員》

293番、借受人は熱心に農業を営んでいる専業農家であります。こちらの方は更新ですので何ら問題ありません。

294番、295番は借受人が〇〇〇〇さんです。簡単に説明しますと同一の農道の西側に連なっている農地があるのですが、その中の一角を既に△△△△さんが耕作されております。294番の土地と295番の土地の申請が出ておまして、もしこれを認めていただいたら一つの農道に後は道路や河川に取り囲まれているのですが、一区画全てが□□□□さんの耕作地になり水利関係上も、また肥料の管理上も非常に便利になってよろしかろうと考えております。◇◇◇◇さん自身は農機も揃えておられますので何ら問題ないと思います。

《土居和宏委員》

失礼します。296番について説明いたします。設定を受ける〇〇〇〇さんは熱心に農業をされておられます。更新です。土地の管理もしっかりとされて居られますので問題ないと思います。

《安並委員》

297番についてご説明いたします。更新になっております。別に問題ないと思います。

《滝澤委員》

298番について説明いたします。更新でございます。〇〇〇〇さんは80歳とあって少し高齢になっておられるんですが、コツコツと柑橘栽培をやっておられ、△△△△さんとも親戚関係になりますので何ら問題ないと思います。

299番、300番、利用権の設定を受けるのが□□□□さん。299番の◇◇◇◇さんとは後継者が居ない中で〇〇〇〇さんの畑が隣接しているという事で△△△△さんが耕作するようになりました。

300番の〇〇〇〇さんも家庭の事情で規模縮小という事で、これも△△△△さんの畑が隣接しているという事で耕作するようになりました。このように□□□□さんは非常に熱心に農業に取り組んでおられますので何ら問題ないと思います。

《山本豊紀委員》

私の方から301番、302番について説明いたします。これは新規で出てきたものでございます。持ち主は〇〇〇〇さん。それから△△△△さん。これはご夫婦なのですが高齢のために農作業はずいぶん長くやっておりません。親族がだましだましでやっておりましたが、どうしようもなくなった段階で□□□□さんが作っても良いよという事になりまして、今回新規で申請するようになりました。ただちょっと契約期間が1年と、果樹園で1年というのは非常におかしな話だと思います。これは貸主の方がちょっと様子を見てみたいという事のそういう事の表れではないかと思います。やむを得ないものと考えます。

《赤松利彦委員》

303番、304番を説明いたします。〇〇〇〇さんが△△△△さんの土地を新規で作るようになりました。□□□□さんと◇◇◇◇さんは夫婦なので何ら問題ないと思います。

《森委員》

305番、これは水稻で更新であります。

306番、これも水稻で更新であります。

307番、これは柑橘の更新です。308番も柑橘で更新です。

309番も柑橘で更新です。すべて更新でありますので何ら問題ないと思います。

《上田委員》

310番の説明をします。〇〇〇〇さんは新規就農の方で△△△△さんの土地をやっておられていたものを引き継ぐような形で設定をされておられます。何ら問題ないと思います。

《清家儀三郎委員》

失礼いたします。本来ならば濱田委員が来て説明する所ではありますが、代わりに私が説明させていただきます。

311番、312番につきましては更新という事で、〇〇〇〇さんは熱心に農業をされておられる方で何ら問題ないと思います。

313番については新規という事で、△△△△さんが田んぼを作るという事なのですが、この□□□□さんは他にも田植えとか稲刈りとか仲介をしたりして手広くやっておられる方で、土地を借りて田んぼを作るという事に関しては問題ありません。

《中村委員》

314番、315番について説明をいたします。

314番、貸人の〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子で、現地は3筆で一枚の田んぼです。今までも耕作ができないという事で貸していたのですが、2月末で貸借期間が終了して□□□□にお願いする事になりました。〇〇〇〇が耕作している隣接地なので何ら問題ないと思います。

《赤松俊雄委員》

失礼します。21番について説明をいたします。

〇〇〇〇さん、△△△△さんは2人共親戚なのですが、売る方は縮小、□□□□保則さんは規模拡大のために二人で話し合っただいたい値段はこの位だという事です。◇◇◇◇さんは柑橘を広げるために購入します。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

只今、担当委員の説明が終わりました。

これより審議をいたします。

どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

ご意見がないようですので採決をいたします。

採決をいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で令和3年2月定例総会の議案を終了いたします。